

法律をもっと身近に

ほうてらす

2022.09

Vol.

55

身近な 交通事故と法律

特集／P2-5

インタビュー／P6-7
トラウデン直美さん

P8-9 困ったときの法テラス

P10 スタ弁がゆく

P11 「知られざる弁護士の道」法テラス公式YouTube

P12 法テラスってどんなところ？

身近な交通事故と法律

減った？増えた？近年の交通事故

警察庁の発表によると令和3年中の交通事故による死者数は2636人で、5年連続で過去最少となりました。また、交通事故発生件数は30万5425件で、前年より3753件減少しています。

しかし、いまだに、飲酒運転やあおり運転、ながら運転、自転車の迷惑行為、歩きスマホなどが原因で起こった交通事故がいくつも報道されています。

交通事故を防ぐためには、自動車、自転車、歩行者それぞれの立場から交通ルールやマナーについて考えることが重要です。

そこで、今回は、近年改正された道路交通法やつい見落としがちな交通ルール違反について、ご紹介します。



もし交通事故にあったら、まずはどうしたらいい？

後から困らないための初期対応

交通事故は誰にでも起こりえます。万が一、事故に巻き込まれてしまったときに冷静に対処できるよう、正しい初期対応について知っておきましょう。

- 警察へ届ける**
加害者からの報告は義務ですが、被害者が届け出ることも必要です。届出をしないと交通事故が起こったことを証明する「交通事故証明書」の交付を受けることができません。
- 相手を確認**
相手(加害者)について、住所・氏名・連絡先・車のナンバー・勤務先・相手が加入している自賠責保険(共済)の会社(組合)名・証明書番号などを確認しておきましょう。
- 目撃者を確保**
第三者の意見として、交通事故の目撃者からの証言をメモしましょう。また、氏名や連絡先を聞いておき、必要ならば証人になってもらえるように依頼しておきましょう。
- 自分でも記録**
事故直後の記憶が鮮明なうちに、現場の見取図や事故の経過、破損部位や事故現場の写真などの記録を残しておくことも重要です。できれば当事者の会話を録音しておきましょう。
- 医師の診断**
その場では軽症だと思っても、あとで意外とケガが重かったという例もあります。目立った外傷がなくともむち打ち症などの可能性を考え、速やかに医師の診断を受けましょう。

※参考：国土交通省「自動車総合安全情報」HPより

知っておきたい！

改正された 道路交通法

令和4年5月13日から

→ 高齢運転者交通事故防止対策の充実・強化を図るための規定の整備

ここが 変わった！

- 一定の違反歴のある75歳以上の者を対象とした運転技能検査(実車試験)制度の導入
- 安全運転支援装置が搭載された普通自動車のみ運転できるサポートカー限定免許の導入

近年の高齢運転者による交通事故情勢を受け、2つの制度が導入されました。

一つは、運転技能検査(実車試験)制度です。これは一定の違反歴のある普通自動車対応免許保有の75歳以上の方が対象となる検査で、不合格の場合は免許の更新ができません。

もう一つは、安全運転サポート車等(サポートカー)限定条件付免許です。衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置が搭載された普通自動車のみ運転できます。

令和2年6月30日から

→ 妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則の創設等

ここが 変わった！

- 妨害運転(「あおり運転」)に対する罰則を創設!一回の違反で免許取消しも
- 「自転車運転者講習」の受講を義務づけ!自転車の「あおり運転」を危険行為に規定

「一定の違反行為」 妨害運転の対象となる違反

- ①車間距離を極端に詰める(車間距離不保持)
- ②急な進路変更を行う(進路変更禁止違反)
- ③急ブレーキをかける(急ブレーキ禁止違反)
- ④危険な追越し(追越しの方法違反)
- ⑤対向車線にはみ出す(通行区分違反)
- ⑥執ようなクラクション(警告器使用制限違反)
- ⑦執ようなパッシング(減光等義務違反)
- ⑧幅寄せや蛇行運転(安全運転義務違反)
- ⑨高速道路での低速走行(最低速度違反)
- ⑩高速道路での駐停車
(高速自動車国道等駐停車違反)

道路交通法改正以前にもあおり運転は発生していましたが、社会問題となるケースが続発したことを受け、あおり運転(他車の通行を妨害する目的でなされる左記違反行為により、交通の危険を生じさせるおそれのあるような運転)「妨害運転」に対する罰則が創設されました。例えば、あおり運転により、高速道路上で他の車両を停止させるなど、著しい交通の危険を生じさせた場合には、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。また、一発で免許取消しとなるなど、厳しい行政処分の対象となりました。

自転車の運転者も注意が必要です。14歳以上の自転車運転者が一定の違反行為(危険行為)を3年で2回以上繰り返した場合「自転車運転者講習」を受講しなければなりません。今回の改正で、あおり運転も、その危険行為として規定されました。受講命令に従わない場合には、「5万円以下の罰金」に科せられる可能性があります。

無意識にやっていますか？

交通に関する法律違反

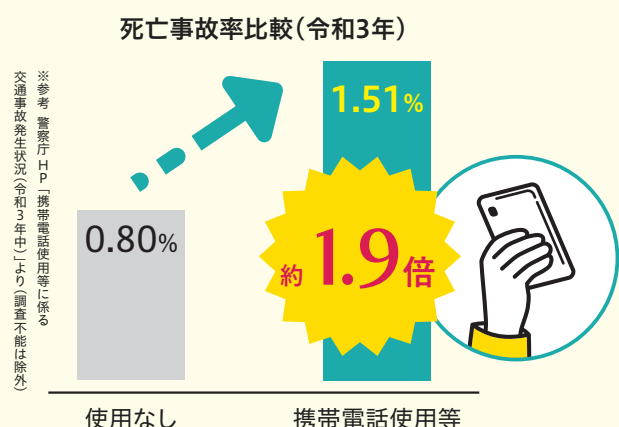
少しくらいなら大丈夫？ 危険な「ながら運転」

運転中のカーナビやスマートフォン
の注視は、画面に意識が向いてしまい、
重大な事故につながる可能性のある危
険な行為です。ご存知の方も多いと思
いますが、令和元年12月から「ながらス
マホ」に対する罰則が厳しくなりまし
た。**例えば、ながらスマホが原因で交通
事故を起こした場合、「1年以下の懲役
又は30万円以下の罰金」が科せられ、免
許停止処分の対象にもなります。**

警察庁の発表によると携帯電話使用
等の場合には、使用なしと比較して死
亡事故率（死傷事故に占める死亡事故
の割合）が約1.9倍となっています。
少しくらいなら大丈夫だろうという、
その一瞬の油断が悲惨な事故を招いて
しまうことにもなります。

ただし、「ながらスマホ」だけに気を
付ければよいのかというそうではあ

りません。例えば、飲食をしながらの運
転も、飲み物のフタをあけるためにハン
ドルから両手を離すなどの行為が、安
全運転義務違反に該当する可能性もあ
るので十分な注意が必要です。



ながらスマホによる 接触事故や 信号無視で歩行者が 加害者になる可能性が。

歩行中の「ながらスマホ」も大変危
険です。「歩きながらであれば危険はな
いだろう」と思いがちですが、実際には
「ながらスマホ」が原因で転落事故や
接触事故が相次いでいます。また、歩
行中にスマホの画面を見ていて目の前
の信号が赤信号になったことに気づか
ず、そのまま交差点に進入して交通事

を得ないときなどを
除き、歩行者に道をあ
けさせるため、むやみ
にベルを鳴らすこと
は禁止されています。



**自転車は免許こそ
不要であるものの、法
律上では軽車両、すな
わち車両として扱わ
れます。**そのため、当
然お酒を飲んだ状態
で乗ると飲酒運転に

あたり、違反者には「5年以下の懲役又
は100万円以下の罰金」が科せられ
ます。手軽で便利な乗り物である自転
車ですが、自分本位の運転は重大な事
故につながりかねません。守るべき交通
ルールについて、この機会に見直してみ
ませんか。

つい軽視してしまう ドライバー多数。 信号のない横断歩道に 歩行者がいる時、 きちんと 停止していますか？

車を運転していると、信号のない横
断歩道を渡ろうとしている人や、渡る
かどうかはわからないけれども横断歩
道のそばを歩いている人を見かけるこ

自転車も車両です！ 守らなければいけない 交通ルール！

自転車で急いで目的地に向かってい
るときに目の前に歩行者がいると、つい
焦りもあってベルを鳴らしてしまうこ
とがあるかもしれません。しかし、道路
交通法上では、危険防止のためにやむ



気になるニュース

その投稿、本当に大丈夫？
ドライブレコーダーの映像を
動画サイトやSNSで
そのまま公開しているの？

最近、万が一の時に備えてドライブレ
コーダーを購入する人が増えていま
す。ドライレコの普及に伴いよく見かけ
ようになったのが、SNSへの動画や写
真の投稿です。車の運転中に危険な目
に遭ったり、事故を見かけた際に、危険
な事例として多くの人に広めようと、
現場の動画や写真をSNSにアップす
るケースも少なくありません。

その際、投稿した動画や写真に個人
を特定できる情報が含まれているなど
すると、肖像権の侵害や名誉毀損など
にあたる可能性があります。また、SNS
上の他人が投稿した情報の取扱いに
も注意が必要です。過去には、事故に全
く関係のない第三者がおり運転の当
事者であるとの「デマ」が拡がり、SNS
で誹謗中傷を受けるといふ事件も発
生しています。

誰でも手軽に動画や写真をSNSに
投稿できるようになったからこ
そ、本当に投稿しても問題がないか慎
重に考える癖をつけたいですね。

困った時は相談窓口へ

（公財）日弁連
交通事故相談センター

（公財）日弁連交通事故相談センターは全国
の弁護士会が協力する交通事故専門の相
談窓口です。交通事故の損害賠償問題に関
する相談を電話・面接相談で受け付けてい
るほか、示談あつ旋及び審査を弁護士が無
料で行っています。

無料電話相談

0120-078325（フリーダイヤル）

【相談時間】平日10時～16時30分

※水曜日は19時まで（第5週を除く）

相談方法など、詳しくは「日弁
連交通事故相談センター」の
HPをご覧ください。



日本司法支援センター（法テラス）

お問合せ内容に応じて、適切な法制度や相
談窓口を無料でご案内しています。

法テラス・サポートダイヤル

0570-078377（おなやみなし）

【受付時間】平日9時～21時、

土曜日9時～17時※祝日・年末年始を除く
（通話料がかかります）





どうすれば冷静な状態で安全に運転できるかを自分で知っておくことが大事なのかなと思います。

モデルとして活動する一方、環境問題についても関心を持ち、さまざまな情報番組でコメンテーターを務めるなど多方面で活躍するトラウデン直美さん。今回は休日に車を運転するのが好きというトラウデンさんに、交通事故や交通ルールについて感じていることや考えていることを伺いました。

車を運転するのは好きですか？

運転するのは好きですね。カーシェアで時々乗っています。休みの日に乗馬に行ったり、畑に行ったりしているんですが電車ではちょっと行きづらい場所なので。あと、高速を走るのが結構好きです。止まる場面が少ないのでストレスなくシユッと行けていいで

すよね。高速を降りてちょっと田舎道みたいなところを走るのも好きです。

自動車免許はいつ取得しましたか？取得する前後では交通ルールについての認識は変わりましたか？

自動車免許は証明書にもなつて便利だから東京に出てくる前に取っておこうと思っ

て、高校三年生の時に京都で取りました。

免許を取って、車を運転する側からしたらこれは迷惑だなっていう行動がわかるようになったので、歩いている時や自転車に乗る時にそういう行動はしなくなりましたね。例えば、車を運転していて角から急に自転車飛び出して来ると「そこから今

出てくる!」って私もすごくヒヤッとするので、自分が自転車に乗るときはより気をつけるようになったりとか。やっぱり自分が運転してる時に怖い思いをするのは嫌なので、自分もしないようにしています。

だから自動車免許を取らない人や学生さんのためにも、ある程度の交通ルールは学校で教えたほうがいいんじゃないかなと思うたりもします。なにが危険かというのは経験でだんだん得られるかもしれませんが、若いうちから違う立場の視点も持てるようになると思いますよ。

交通事故や交通ルールについて最近気になったニュースがあれば教えてください。

よく話題になっていて気になるのは、高齢者の方が車を運転している時の踏み間違い事故や免許返納のことですね。農村部に行ったりすると車ってライフラインじゃないですか。だから一律で返納するのは多分無理だし、そんな事をする必要はないと思っていて。車って場所によっては絶対に必要なものだと思うんです。だからこういう街づくりをしていくとか、住んでいる場所ごとの交通事情に合わせた柔軟な対応だったり、どう上手く付き合っていくかっていうことに興味があります。

うちはおじいちゃんが車が大好きだったから家族も運転をやめさせにくそうだった



んです。でも、亡くなる2、3年くらい前に自ら「もう運転やめようと思う」って言って免許を返納していたので、自分で気づけたおじいちゃんは偉いと思っています。ご夫婦で免許を返納に行くという話を聞いたりもするので、そういう前向きな形だったら素敵だなと思いますね。

交通事故を防ぐためにどんなことに気をつけていますか。

無理をしないこと。ヒヤッしたら車を路肩に寄せて一旦冷静になるとかですね。あと、あまり行ったことのない場所に行く時は、事前に地図を見ておおまかな分岐を確認しておくことは意識しています。焦って分からなくなつて「え?どっち?どっち?」つてなつた時が番怖いので。

最近、「長期休暇にはホリデードライブが増えるから事故に気をつけてくださ

い」っていうニュースを見て、「ホリデードライブ」っていう単語を知ったんですよ。私も休日だけ車でちょっと遠出することがあるので、たぶんその分類に属すのかなと思って。やっぱり普段運転し慣れてないから、久しぶりに運転すると最初の数キロぐらいはちょっとソワソワしながら運転するんですよね。だから運転の時は気をつけなといけな

周囲の方にどんなことに気をつけてほしいと思いますか。

どうしたら自分が一番冷静でいられるかを知っておくのはすごく大事だなと思います。人によってイラッとしやすい人とか、緊張しすぎると運転できない人とか、ゆつくりすぎて逆に危ない人とかいろんなパターンがあると思うんです。だから自分がどんな運転をしていて、どうすれば冷静な状態で安

全に運転できるかを知っておくことが大事なのかなと。

冷静じゃなくなると誰でも周りが見えなくなるので、例えば車の中をいい匂いにしておくとか工夫して落ち着けるようになってきたらいいですね。それ以外の部分は車の性能が上がつていて車が知らせてくれたりするとは思いますが、自分ができるところでそれくらいかなって。

法テラスという機関があることにどう思いますか？

私は大学で法学部だったので授業の中で存在を知りました。その時は実はあまりピンときてなかったんですけど、最近あらためて調べてみて「法テラスさんがないとめっちゃ困るんじゃない?」と思つて。困った時にまず相談して、そこから弁護士さんに繋げてもらったり、具体的にアドバイスをいただけたりするっていう入口があるのはすごく大切だと思っています。法律のエキスパートがいるのも安心感に繋がりますし。

理想としてはみんなが法テラスを知らなくとも良いくらいトラブルのない社会だったらいいますよね。でも何かあった時のために知っていることってすごく大事だと思うので。困った時に名前だけでも頭の片隅にあれば調べる手がかりになるので、名前を覚えておくだけでもすごく意味があると思います。

モデル

トラウデン直美さん

とらうでん・なみ ●京都府出身。ドイツ人の父と日本人の母を持つ。慶應義塾大学卒業。「2013ミス・ティーン・ジャパン」でグランプリを受賞。13歳で小学館「CanCam」の史上最年少専属モデルとしてデビュー。2021年7月発売のCanCam9月号にて、専属モデル歴史上最長記録を更新。雑誌やファッションショーのほか「日経ニュース プラス9」「ひるおび!」「めざまし8」など報道や情報番組でも活躍中。2021年1月より「環境省サステナビリティ広報大使」を務める。2022年3月にはマイナビTGC 2022 S/Sで法テラスインフォーマーショナルにも出演。

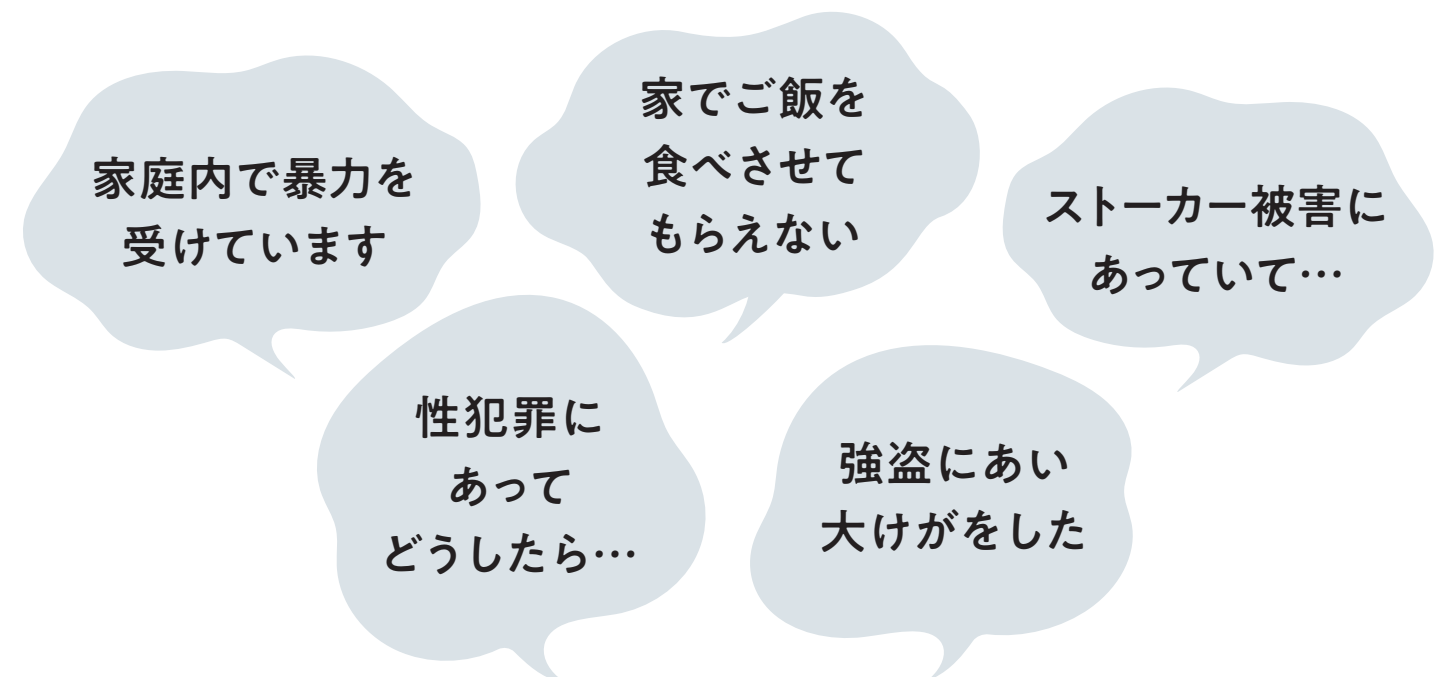
ご利用の流れ(一例)



二次元バーコードから、各制度の詳細が見られます。

法テラスの公式ホームページでは、このほかの支援制度情報についてまとめています。

法テラスの犯罪被害者支援



どんな支援をしてくれるの?

- ポイント1 支援制度や相談窓口の紹介**
犯罪の被害にあわれた方やその家族など、お問合せいただいた方の状況やニーズに合わせて、刑事手続の流れや各種支援制度をお伝えしたり、相談窓口などの情報をご案内します。
- ポイント2 弁護士の紹介**
犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介できる場合があります。
- ポイント3 弁護士費用の援助**
経済的に余裕がないなど、一定の要件を満たす場合は、無料で弁護士と相談ができたり、弁護士に依頼をする際の費用等の支援を受けられます。



スタ弁ってどんな仕事をしているの？

「知られざる弁護士の道」を

YouTube で紹介しています！

司法過疎地編

都市部編



長崎県の離島、対馬。高齢化が進むこの島には、成年後見制度の利用促進のために奮闘したスタッフ弁護士がいます。島中を駆け巡り、住民の声に耳を傾け、地域課題を発見する。地域の人々と協働して、その課題に取り組む。バイタリティあふれる「島のスタッフ弁護士」の様子をお届けします。

動画はこちら



東京都立川市。ここには、刑事弁護や困窮者支援に熱心に取り組むスタッフ弁護士がいます。「助けてい」…純粋な思いを胸に、人々に寄り添い続ける。同じ志をもつ仲間たちとともに、切磋琢磨する。静かに情熱を燃やす「都市部のスタッフ弁護士」の様子をお届けします。

動画はこちら



法テラス公式YouTubeでは他にも「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください。



法テラスサブチャンネル

演劇で楽しく考え、解説で納得！ 法テラス劇場ONLINE

日常に潜むトラブルについて、演劇で楽しく学べる「法テラス劇場ONLINE」を公開しています。動画は「養育費編」と「成年後見編」の二本立て！ぜひご覧ください！ご視聴は、法テラスサブチャンネルへ！

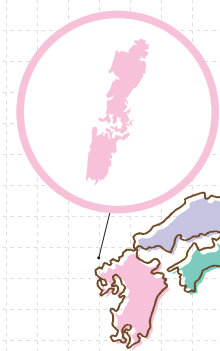


スタ弁日記

スタ弁がゆく

法テラス
対馬法律事務所

長崎県



かなざわ まりこ
金澤 万里子 弁護士

2014年弁護士登録。東京都出身。合気道2段。深夜0時に博多港を出航し、朝5時に対馬に寄港するフェリーがお気に入り。時化た夜のどんなに揺れる船室でも、転がりながら熟睡できます。

対馬の島中を巡り、身近で頼れる弁護士を目指して

地域の人々の生活に寄り添い、共に地域課題の解決を目指す

朝鮮半島の南に浮かぶ島、対馬。島内に弁護士は2人。対馬は、弁護士が少なく、法的サービスが受けにくい、いわゆる「司法過疎地」と呼ばれる地域です。

東京生まれ東京育ちの私が、対馬に赴任したのは6年前。当初は島の人々にとって、弁護士はどこか遠い、馴染みのない存在でした。どうしたら島の人々にとって身近な存在になれるか、それを常に考えました。島の北端から南端まで車で片道3時間。島中を巡り、出張相談を行い、社会福祉協議会や市役所等の関係機関を回り、少しでも身近な存在になれるように心がけました。弁護士が関わることで、貧困・借金・DV・高齢者問題等の地域課題を、自己破産・保護命令・離婚調停・成年後見制度等の法的手段を用いて解決できることを少しずつでも実感してもらえるように努めました。

その効果もあつてか、関係機関からの相談で受任につながる案件は増加の一途をたどり、今では、全案件の半数を占めるようになりました。さらに、関係機関から声がかり、種々の会議に参加することも増えました。

司法過疎地であっても都会と同じ法的サービスを

よく、「対馬に弁護士の需要はあるんですか？」と聞かれます。取り扱う案件の種類や数は、東京で

和都都美神社 ▶



対馬の霊峰・白嶽

弁護士をしていた頃と大きくは変わりません。あえて特徴をあげるなら、借金の原因が漁船の購入だったり、隣人トラブルがイノシシの罾を無断で設置したことだったり、対馬ならではの生活に起因していることでしょうか。先日、とある依頼者さんから「対馬に弁護士がいると知らなかった頃は、福岡までお金をかけて弁護士に頼みに行っていました。身近にこんなにも熱心で親身な先生がいたことに感謝します。」との手紙をもらいました。司法過疎地であっても、都会と変わらない法的サービスを提供する。それを心がけてきた6年が報われたような瞬間でした。

スタ弁とは？

全国各地にある法テラスの法律事務所で働く「スタッフ弁護士」のことです。

スタッフ弁護士のこと、もっと知りたい方はこちら
採用・イベント情報
コラムもたくさん 「スタッフ弁護士採用サイト」



法テラスってどんなところ？

法テラスは国によって設立された、法的トラブル解決のための総合案内所です。

ご利用の流れ

1 電話する

「収入が減ってローンの返済が厳しくなってきた…」などでお悩みのときは…

☀ 法テラス



その他お悩み別のQ&Aはこちら！



- 法テラスの利用方法やトラブル解決に役立つ情報をご案内します。
- どなたでも、何度でも匿名でご利用できます。

2 弁護士・司法書士に相談する



- 経済的に余裕のない方には、同一問題につき3回まで無料で法律相談ができる制度があります。
- ※ご利用には要件があります。

3 弁護士・司法書士に依頼する



- 経済的に余裕のない方には、弁護士や司法書士の費用等を立て替える制度があります。
- ※ご利用には要件があります。

4 解決に向かう



困ったら、法テラスへ！
まずは、お電話ください。

もっと詳しく
知りたい方は
コチラもチェック！



法テラスの主な業務

トラブルに応じて、適切な相談窓口などをご案内！
(法テラス・サポートダイヤル)



情報提供

生活上の法的トラブルに対し、解決に役立つ情報を、電話やメール等で無料でご案内しています。どなたでも何回でもご利用いただけます。



経済的に余裕のない方への
無料法律相談、弁護士や司法書士
費用の立替えを実施！



民事法律扶助

- 経済的に余裕のない方に「無料法律相談」と「弁護士・司法書士費用等の立替え」をしています。
- 認知機能が十分でない方に、出張で「法律相談」をしています。
- 政令で指定する大規模災害の被災者に「無料法律相談」をしています。

犯罪被害者の方に役立つ情報や
支援機関・団体などをご案内！
(犯罪被害者支援ダイヤル)



犯罪被害者支援

- 犯罪の被害にあわれた方やご家族の方などに、損害の回復や苦痛の軽減を図るための法制度や相談窓口に関する情報を無料で提供し、必要に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介をしています。
- DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方に法律相談をしています。
- 被害者参加人のための国選弁護制度や被害者参加旅費等支給制度の事務もしています。



国選弁護等 関連

- 国選弁護人等になろうとする弁護士との間で、国選弁護人契約等の契約締結業務をしています。
- 刑事事件等で、裁判所からの依頼を受けて、国選弁護人候補者の指名・通知業務をしています。
- 国選弁護人等の報酬・費用の算定・支払業務をしています。



司法過疎 対策

弁護士等が少ない地域(司法過疎地域)に法律事務所を設置しています。法テラスの常勤弁護士(スタッフ弁護士)が常駐し、法律相談、民事裁判などでの代理、刑事弁護などの法的サービス全般を提供しています。

困ったら法テラス。まずはお電話を

平日9時～21時 土曜9時～17時(祝日・年末年始を除く)

法テラス・
サポートダイヤル

0570-078374

IP電話からは03-6745-5600

犯罪被害者支援ダイヤル



0120-079714

IP電話からは
03-6745-5601

Twitterフォローを！

法テラスでは、Twitterで「法テラスのサービス」「イベント情報」「法律の豆知識」などの情報を発信しています。



法テラス(公式)Twitter公式アカウント
@houteras4_10



発行:日本司法支援センター(法テラス本部)／
発行責任者:事務局長 佐熊真紀子
法テラス本部 〒164-8721 東京都中野区本町 1-32-2
ハーモニータワー8階 電話:0503383-5333(代表)